

## 第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（第1回）

- 日時：令和2年5月19日（火）午前10時30分から
- 場所：プリズムへぐり 2階 会議室1・2・3
- 出席者：松田美智子会長、神矢副会長、泉谷委員、稲月委員、福田委員、岡委員、  
中田委員、中谷委員、宮園委員、日高委員、岡田委員、西林委員
- 欠席者：松田充隆委員、井戸委員、阿良委員、山口委員

### 1 開会

事務局：（開式挨拶）

### 2 町長挨拶

町長：（挨拶）

### 3 委嘱状交付

町長：（委嘱状交付）

### 4 役員選出

（委員長：松田委員）

（副委員長：神矢委員）

### 5 委員長挨拶

委員長：（挨拶）

### 6 議事

（1）平群町介護保険事業策定委員会設置要綱について

委員長：それでは、本日の議事に入ります。初めに（1）平群町介護保険事業計画策定委員会設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1に基づき説明）

委員長：事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。それでは承認されたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

委員一同：（承認）

（2）第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について

委員長：(2) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料2に基づき説明)

委員長：事務局から説明がありました、いかがでしょうか。

委員：(意見なし)

### (3) 移動支援(案)について

委員長：では、(3) 移動支援(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局(岡田)：(資料3に基づき、経緯の説明)

事務局(松本)：(資料3に基づき事業内容の説明)

委員長：事務局から説明がありました、いかがでしょうか。

泉谷委員：社会福祉協議会でも介護のタクシーがあると思いますが、予約がとりにくいので考えはともよいと思います。ただ、2台というのは少ないのではないかと思います。また、近大病院、西和医療センターに通いたい人は多く、あれば助かる方が多いと思います。

事務局：車両について我々も2台では少ないと思っています。実施してみて、運行状況を確認したうえで台数が少なければ当然増やしていくということになると思います。これは今後の検討課題になってくると思います。また、医療機関ですが、近大病院、西和医療センターをご利用いただいている方はたくさんいらっしゃると思います。それについても十分把握していますが、まず町内を限定に運行させていただきたいと思います。他の公共交通があり、バスや鉄道などがありますので、公共交通の繁栄、発展を同時に見ていかなければならないと考えています。もちろん住民さんの声も踏まえ、今後検討していく課題ではあると思います。

泉谷委員：わかりました。

岡委員：「対象者」については、「65歳以上」で①、②、③とあるのですが、これを設ける必要がありますか。②や③というのは、福祉有償運送の対象者ですか。福祉有償運送の使い勝手が悪いのであれば内容を改善すればよいと思います。1番目の「フレイル状態である者」というのは、公共交通機関が使用できない高齢の方です。なぜフレイルの状態にあると、①、②、③でないといけないですか。それ以外に該当する人は対象外ということでしょうか。また、財源としては、65歳以上、1号被保険者の介護保険料ですが、現在どれくらいの年間金額になりますか。

事務局：対象者については、65歳以上の方で、かつ状態を確認させていただくことです。フレイル状態ということで、要支援となる手前の方で、フレイルに関する予防事業を実施することによって、元気な状態に回復する可能性があるという状態の方を今回対象としています。また手帳所持者や、介護保険の受給者については、これは福祉有償運送の対象となります。福祉有償運送については、今後も引き続き継続して

実施をしていただけるということで考えていますが、そこで利用者の住み分けができてくると思います。今現在、検討しています新たな移動支援策では、福祉車両の利用は考えていませんので、どうしても車いすということになると福祉有償運送を利用していただくことになります。比較的元気な方については、デマンドをご利用されるという形で対応したいと思います。委員のご質問の趣旨としては、もっと幅広くたくさんの方が利用できるようにするべきではないかということだと思います。元気な方については、今の公共交通をご利用していただき歩いていただくということで、歩くことが介護予防になるということを考えております。それができない方を支えられたらということ考えているということでご理解いただけたらと思います。

事務局：介護保険料の年間保険料額は約 62,000 円、月額は 5,186 円が平均の方の基準額です。所得の低い方でしたら軽減がありますので、個々の段階でも違います。

岡委員：年間でどれくらいですか。来年の事業費はどれくらいあるのですか。

事務局：4億5千万円くらいです。

岡委員：そのうちのどれくらいをこれに使いますか。ほとんどいく先が決まっているのであれば、このために利用できるのはどれくらいでしょうか。また、先ほどフレイルという言葉が出ました。これは健康な状態と要介護の間がフレイルの状態だと考えてよいですか。社会的な疾患がある人を認定するのですか、これはどのように認定するのでしょうか。

事務局：フレイルについてのご質問でございます。委員の認識で間違いないかと思います。また、認定については、事前に問診をさせていただきます。というのは、国のほうからフレイル状態に該当するかということで簡単なアンケート調査の例が示されております。その項目の例えば5つのうち3つ以上が該当されたらフレイル状態ということで確認ができますので、利用申込時に簡単な問診をさせていただき、該当されればデマンドの対象になります。そのアンケートの結果で判断します。費用については、今現在車両2台で運行予定しております。年間費用額が1,200万円ぐらいを見込んでおります。

岡委員：わかりました。

稲月委員：診断というと、これは医療的なことで医師が問診をするということにならないといけません。あまり簡単に問診という言葉は使わないほうがよいのではないかと感じました。アンケートに答えていただき自己申告といった形で、行政としての一定の判断をする形になるのではないかと思います。登録について、今行政がどれくらいの人数を予測されているのでしょうか。1,200万円の予算を第1号被保険者の介護保険料から支出するということですが、その額についてはこれまでのここでの議論の中でも、介護保険の財政状況というのは非常に基金が貯まっているという状況があると思っています。どれくらいの人数の想定をされているのか説明していただきたいと思っています。また、登録ですが、例えば今登録するとなったときに、今は運転もでき

るからいらないと判断される方もいると思います。ですが私も高齢者ですから、いつ何時必要になるのか、運転ができなくなるという可能性はあります。そうなったときにすぐに登録ができるのでしょうか。新たな登録がいつでもできるのかお聞きしたいです。また、考えておられる運行時間帯について、やはり16時で終わるということでは早すぎて、これでは役に立たないのではないかと思います。医療機関のご利用というのは午前中の方が多いと思いますが、予約で遅く入る場合もあります。特に買い物という場合、これを利用できる時間で頑張っってそれに合わせてやってもらうというのは基本かもしれませんが、もう少し遅くまでの利用時間の方法というのは考えてもよいのではないかと思います。一度やってみて希望が多かったらそのようにしていこうというように思っておられるのかもしれませんが、そのように考えてほしいと思います。先ほど委員のほうからご意見もありました町外については、意見をしっかり皆さんに聞いて広げてほしいです。医療機関には多くの方が通っておりますのでお願いしたいと思います。

委員長：ありがとうございます。ご意見とご質問で5点ほどありました。事務局からお願いします。

事務局：まず問診という言葉については、委員がおっしゃったように、自己申告、アンケート調査ですので、医師などの判断に基づいて対象者を認定するわけではございません。そのようにご理解をお願いいたします。次に対象者の人数でございます。今現在、具体的な数字は把握していません。そういった中で、後ほどご説明させていただこうと思っていたのですが、アンケート調査票を配らせていただいております。ここには先ほどご質問がありました時間なども含めて設問を設けております。アンケート調査の中で、ここで回答した部分について5つのうち3つ以上該当するということであればフレイルということで判定させていただいて、アンケート調査の結果でもって推計をさせていただいたらどれくらいの人数が把握できると思います。1,200万円の根拠でございますが、これは車両2台、予約システム、またオペレーターなどをタクシー会社に委託を考えておりますので、その委託料として1,200万円で、対象人数とイコールとはなりません。利用者数が増えますと当然利用運賃が収入として入ってきますので、逆に支出のほうは減っていきます。登録について、これはいつでも登録していただけます。運行時間につきましては、先ほど申し上げましたように、アンケート調査票の中でご意見を伺いながら、またこれにつきましては公共交通機関との協議も必要となってまいりますので、併せて継続して進めながら今後の検討課題として考えていきたいと思っております。

岡田委員：1つお尋ねします。移動支援の案のいちばん上の「前提条件」に、既存の公共交通のNCバスやコミュニティバスは現状を維持する、さらに既存の公共交通の利用増をより目指して町の活性化につなげるとあります。その既存の公共交通の利用者増というのは、私の知っている限りではいろいろな議論もされ、既存の公共交通の取

り組みはされていますが、思うように伸びていかないという状況があったかと思えます。それをより一層目指す、新たにまた今回提案されているデマンド方式を導入するというのは反対ではないのですが、既存の公共交通との整合性、あるいは既存の公共交通がこのままで新たな公共交通を導入することによって引き続きやっているとこの部分はどうに議論されてきたのかまったくわかりませんし、それでいけるのかなという率直な疑問があります。

事務局：今、ご意見がありましたように公共共通については、各委員会でも議論されてきました。1年に1回ほど無料乗車日の設定をし、コミュニティバスの周知や、また公共交通会議の中で委員の皆さま方からさまざまなご意見を伺いながら検討してまいりました。おっしゃっていただきましたように、新たな移動支援策を導入し、なおかつ既存の公共交通の両立は難しいのではないかというご意見もあるかと思えます。新たな公共交通、新たな移動支援策を導入することによって既存の公共交通が衰退していくと、これは町の衰退につながっていくことになります。やはり既存の路線バスは現状維持で運行していただき、コミュニティバスも形態は変わってもバスを残していき、現在ご利用していただいている方々もおられますし、町の発展に大きく関わってまいります。ただ、今回はそれらの公共交通をご利用し難い方への支援策、合わせて今現在の路線バスなどの利用増、これについては今現在公共交通会議の委員に協議をしていただいで話し合いをしているところです。業者側からもいろいろな提案を受けながら、路線バスをご利用いただけるような新たな方策をどんどん提示していくということで進めているところです。

委員長：他にいかがでしょうか。1点質問があります。利用料金を300円と想定されているのですが、これは1回あたりですか、1日あたりですか。当然出かけていけば帰ってくると思います。

事務局：利用料金については1回あたりです。往復600円です。

委員長：今回のご提案につきましては介護保険法の定めるところの地域支援事業の中で介護予防事業の一環としてご提案されているということですのでよろしいですね。ですから65歳以上と対象を設定されているという理解でよろしいですね。

事務局：項目としましては保健福祉事業に該当します。委員長の言われた介護保険法に基づく事業というのは間違いありません。

委員長：他にご意見はございませんか。これは調査をされるのですよね。この調査についての説明が担当課から補足説明がございましたら加えていただきたいと思えます。

事務局：(補足説明)

稲月委員：今日配られた資料なので少し時間を取っていただいでご質問をさせていただきたいと思えます。

事務局：ご意見をいただければありがたいと思えます。次に公共交通の会議が6月18日にございます。まだ日がございますので、この場でなくてもお持ち帰りいただきまして

ご意見がございましたらお願いいたします。

委員長：ご意見があればまた寄せていただくというかたちでお願いしたいと思います。今回、この移動支援ということでの提案については、平群町が第7期の計画目標に基づき検討した結果、介護予防や閉じこもり、フレイルに役に立つというような観点から新たな移動支援として計画に取り込みたいという趣旨のご提案であったかと思います。この移動支援の提案については、第8期の計画策定においてまた審議を重ねていくというご理解をいただくということによろしいでしょうか。次か、その次の会議ではこのアンケートの結果について報告いただければと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。ご意見があれば事務局に問い合わせさせていただきたいと思いません。

#### (4) その他

委員長：それでは、その他について皆さん何かございますか。

中谷委員：介護タクシーは3つの種類があります。介護タクシーと一般と特定で、特定というのは訪問介護の利用者だけしか使えません。その場合は先ほどいわれたように、病院以外はいけません。ですから車いすで病院にいかなければならない人は介護保険をきちんと取らなければいけません。ただ、例えば介護タクシーをするのであれば看板をつけたり、料金メーターをつけたりしなければいけません。それをつけると莫大な金額が必要です。結局利用者さんがおられなかったら、事業としてマイナスになります。そのような種類があるので、今いわれているようにこれで適用するのであれば、介護保険でも歩ける人はバスを使って病院にいかれたほうがよいです。先ほどの300円なのですが、介護タクシーの場合は介護保険から乗降介助を算定できるのですが、ただ、院内まで付き添いで連れて行って、帰りにお迎えしてもその時間というのは束縛されます。1時間であろうが2時間であろうが。そもそも人員的には難しく、始めは社協さんに合わせて200円でしていたのですが、とても無理があり今は30分いくらとなっています。ですからその辺のことで、土地柄もあり皆さん理解しておられると思いますが、例えば時間的に空いているときであれば選択してもらい、この時間だったら空いているということ、いけると思います。

委員長：協力体制が組める面もあるのではないかと趣旨のご提案ということでしょうか。

中谷委員：先ほどいわれました4時以降であればバスが出るとか、デマンド方式を利用するといったことを踏まえて介護タクシーの協力はできるのではないかと思います。

稲月委員：この導入によって、介護タクシーの事業者の方たちの営業妨害になるのであればいけないと思います。介護タクシーを運営されている事業者の方たちとの懇談というのはまだやっていらっしやらないと思いますが、そのようなことも必要ではないかと思っています。

委員長：事業の趣旨が違います。今回のご提案は介護保険の居宅サービスの事業をしようということではありません。あくまでも介護予防ですが、そういったご意見も頂戴したということで今後に活かさせていただければと思います。

福田委員：事前登録の利用とありますが、期限はありますか。フレイル状態であるか確認をして、確認後は利用者証を発行し乗車時に提示するとあるのですが、この利用者証というのは1回だけのものですか。それとも期限があるのでしょうか。

事務局：1度申請していただいて発行させていただきまして、以後活用していただくように考えております。再申請は考えていません。

委員長：今後、これから決まっていくところもあるかと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局のほうから連絡はありませんか。それでは、以上で本日議事はすべて終了いたしました。皆さん、どうもありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

## 7 閉会

事務局：それでは、以上をもちまして、第1回第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(閉会)